



佐賀県公報

平成16年
8月13日
(金曜日)
第 12493号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定

(五三四・長寿社会課) 一

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の所在地の変更

(五三五・〃) 一

○都市計画事業変更の認可

(五三六・下水道課) 一

○道路の区域の変更

(五三七・道路課) 二

○道路の供用開始

(五三八・〃) 二

○道路の区域の変更

(五三九・〃) 三

○道路の供用開始

(五四〇・〃) 三

○道路の供用開始

(五四一・〃) 四

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

(県民協働課) 四

○ 告 示

●佐賀県告示第五百三十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成十六年八月十三日

●佐賀県告示第五百三十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があつた。

佐賀県知事 古川 康

介護	短期入所生活	サ ー ビ ス の 種 類	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
	ショートステイサー ビス野菊の里				
	牟田一八九六番地 牟田一九四九番地	三養基郡上峰町大字前	佐賀県知事 古川 康	平成一六・八・一	

●佐賀県告示第五百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定により、次
のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十六年八月十三日

佐賀県知事 古川 康

一 施行者の名称

鹿島市

二 都市計画事業の種類及び名称

鹿島都市計画下水道事業 鹿島市公共下水道

平成十六年八月十三日

佐賀県知事

古川

康

一 指定年月日 平成十六年七月六日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 有限会社こころ	所在地 唐津市佐志百一番地八十三
名 称 デイサービスセンターココロ	所在地 唐津市佐志百一番地八十三
サービスの種類 指定通所介護	

三 事業施行期間

昭和六十二年三月一日から

平成二十三年三月三十一日まで

四
事業地

収用の部分
昭和六十二年佐賀県告示第百六十七号、平成五年佐賀県告示

第九十九号、平成十年佐賀県告示第十五号及び平成十六年佐賀県告示第二百三十八号の事業地に鹿島市大字浜町字大籠及び大字重ノ木字川良籠を加える。

使用の部分 昭和六十二年佐賀県告示第百六十七号 平成五年佐賀県告示

第九十九号、平成十年佐賀県告示第十五号及び平成十六年佐賀県告示第二百三十八号の事業地に鹿島市大字納富分子久保、字木ノ宮、字島田、字馬場、字鍛冶屋瀬、字番田、字天神、字地蔵、字鬼塚、字福壽院、字柿木、字誕生院、字松、字山王、字琴渕、字椋町、字新道、字鬼丸、字園講、字八杖、字船松、字地宝、字吉國、字藤津、字橋川、字古川、字井手口、字田原及び字石木津、大字重ノ木字中川角、字宗原角、字瀬戸口角、字杉角、字柿角、字松角及び字川良篠並びに大字浜町字大籠、字棒籠、字長丁、字山田川及び字二本木を加える。

●佐賀県告示第五百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十九号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年八月十三日から平成十六年九月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年八月十三日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 間		区 域	
	区	間	区	域
一般国道 二〇七号	佐賀郡久保田町大字徳万字徳万宿三 一二番一地先から 佐賀郡久保田町大字徳万字快万分二 本松一六六二番七地先まで	佐賀郡久保田町大字徳万字徳万宿三 一二番一地先から 佐賀郡久保田町大字徳万字快万分二 本松一六六二番七地先まで	四〇二・四	四〇二・四
県道 佐賀外環状線	佐賀郡久保田町大字徳万字快万八一 七番一地先から 佐賀郡久保田町大字徳万字快万分二 本松一六六三番一地先まで	佐賀郡久保田町大字徳万字快万八一 七番一地先から 佐賀郡久保田町大字徳万字快万分二 本松一六四三番一地先まで	二八・四	二八・四
前	後	前	後	変更前
七 〇	一六・〇	八・五	三七・二	九・五
			五二五・〇	一八・四
		五一八・四		延長

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇七号	佐賀郡久保田町大字徳万字徳万宿三一二番一地先から 佐賀郡久保田町大字徳万字快万分一本松一六六二番七地先まで	平成一六・八・一三
県道 佐賀外環状線	佐賀郡久保田町大字徳万字快万分一一本松一六先から 佐賀郡久保田町大字徳万字快万分一一本松一六四三番一地先まで	平成一六・八・一三
●佐賀県告示第五百三十九号	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。	
	その区域を表示した図面は、平成十六年八月十三日から平成十六年九月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。	
平成十六年八月十三日	佐賀県知事 古川康	平成十六年八月十三日
●佐賀県告示第五百四十一号	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。	
	その区域を表示した図面は、平成十六年八月十三日から平成十六年九月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。	
平成十六年八月十三日	佐賀県知事 古川康	平成十六年八月十三日

道路の種類 及び路線名	道路の区間		区域	
	区	間	変更前 幅員	変更後 幅員
一般国道 四九八号	武雄市朝日町大字甘久字西田四[1][1]五番一地 先から 武雄市朝日町大字中野字小原一〇八 地先まで	五番一地先から 二二番一地先まで	一八・〇 一一・一一	一八・〇 一一・一一 四[1][K・11]
	武雄市朝日町大字甘久字西田四[1][1]一 五番一地先から 二二番一地先まで	前	一八・〇 八・一	四[1][K・11]
<p>●佐賀県告示第五百四十一号</p> <p>道路法（昭和1十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。</p> <p>その区間を表示した図面は、平成十六年八月十三日から平成十六年九月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十六年八月十二日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>				
<p>定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>関係書類は、平成16年9月30日までさが元氣ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。</p> <p>平成16年8月13日</p> <p>1 申請のあった年月日 平成16年7月30日</p> <p>2 申請に係る特定非営利活動法人</p> <p>(1) 名称 特定非営利活動法人 キャリアアコアサポート</p> <p>(2) 代表者の氏名 貞森 比呂志</p> <p>(3) 主たる事務所の所在地 佐賀県小城郡三日月町大字道辺217番地11</p> <p>(4) 定款に記載された目的 本法人は、求職者、求人者又は在職者の方に対し、就職及び転職の際の支援、人材育成事業を行うことにより、労働需給のミスマッチ等のため未就業の状態にある離職者、主婦、高齢者、学年未就職者等の雇用の確保に寄与することを目的とする。</p>				
路線名	供用開始の区間	供用開始の期日		
一般国道 四九八号	武雄市朝日町大字甘久字西田四[1][1]五番一地 先から 武雄市朝日町大字中野字小原一〇八二二番一 地先まで	平成一六・八・一[1]		
<p>○ 公 告</p> <p>特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特</p>				